

兵庫県公報

令和6年3月1日 金曜日 第494号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 令和6年度前期技能検定の実施（能力開発課）	2
○ 令和6年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定の実施（同）	6
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	7
○ 国土調査の成果の認証（同）	7
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	8
○ 保安林の指定予定（治山課）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	11
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 赤穂市）（用地課）	11
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	12
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	13
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	13
公 告	
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	15
病院局公告	
○ 落札者等の公示	15

告 示

兵庫県告示第145号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	ジェヴォーダンの獣 [4Kレストアディレクターズ・カット] (原題) LE PACTE DES LOUPS (BROTHERHOOD OF THE WOLF)	T Cエンタテインメント

~~~~~

**兵庫県告示第146号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和6年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 試験日程及び実施職種****(1) 学科試験**

別表のとおり行う。

**(2) 実技試験**

別表の検定職種について、令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

**2 試験場所**

協会から受検者に対して別途通知する。

**3 受検資格**

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

**4 受検手続****(1) 提出書類****ア 受検申請書**

（受検申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神南県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神北県民局県民交流室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課、中播磨県民センター県民交流室産業観光課、西播磨県民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室産業振興課及び淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課並びに協会において配布する。）

**イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し**

**ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面**

**(2) 受付期間**

令和6年4月3日（水）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

郵送による提出とし、令和6年4月16日（火）消印分まで有効とする。

**(3) 提出先**

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）

兵庫県職業能力開発協会

**(4) 手数料**

**ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。**

なお、受検申請受付後は原則、返還しない。

**イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。**

**5 合格者の発表等****(1) 技能検定合格者の発表**

令和6年10月4日（金）に兵庫県及び協会のホームページにて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月30日（金）に行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

**(2) 合格通知**

技能検定合格者、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和6年10月4日（金）付けの書面で通知する。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月30日（金）付けの書面で通知する。

**(3) 技能検定合格証書等の交付**

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

**6 受検についての問合せ先**

- (1) 兵庫県産業労働部能力開発課  
電話 (078) 362-3369
- (2) 協会  
電話 (078) 371-2091

別表

1 1級及び2級

| 検定職種     | 作業            | 学科試験日        | 受検手数料 (円) |       |
|----------|---------------|--------------|-----------|-------|
|          |               |              | 実技試験      | 学科試験  |
| 造園       | 造園工事          | 令和6年8月18日(日) | 18,200    | 3,100 |
| 金属熱処理    | 一般熱処理         |              |           |       |
|          | 浸炭・浸炭窒化・窒化处理  |              |           |       |
|          | 高周波・炎熱処理      |              |           |       |
| 金属プレス加工  | 金属プレス         |              |           |       |
| 産業車両整備   | 産業車両整備        |              |           |       |
| プラスチック成形 | 射出成形          |              |           |       |
|          | 真空成形          |              |           |       |
| とび       | とび            |              |           |       |
| 築炉       | 築炉            |              |           |       |
| 防水施工     | ウレタンゴム系塗膜防水工事 |              |           |       |
|          | シーリング防水工事     |              |           |       |
| 化学分析     | 化学分析          |              |           |       |
| 塗装       | 建築塗装          |              |           |       |
|          | 金属塗装          |              |           |       |
|          | 噴霧塗装          |              |           |       |
| 婦人子供服製造  | 婦人子供注文服製作     | 令和6年8月25日(日) | 15,100    |       |
| 粉末冶金     | 焼結            |              | 18,200    |       |
| 機械加工     | 普通旋盤          |              |           |       |
|          | 数値制御旋盤        |              |           |       |
|          | フライス盤         |              |           |       |
|          | 数値制御フライス盤     |              |           |       |
|          | 平面研削盤         |              |           |       |
|          | 円筒研削盤         |              |           |       |
|          | ホブ盤           |              |           |       |
|          | 数値制御ボブ盤       |              |           |       |
|          | マシニングセンタ      |              |           |       |
| 鉄工       | 製缶            |              |           |       |
|          | 構造物鉄工         |              |           |       |
| めっき      | 電気めっき         |              |           |       |
| ダイカスト    | コールドチャンバダイカスト |              |           |       |
| 電子機器組立て  | 電子機器組立て       |              |           |       |

|           |                   |             |  |  |
|-----------|-------------------|-------------|--|--|
| 建設機械整備    | 建設機械整備            |             |  |  |
| 家具製作      | 家具手加工             |             |  |  |
| 建具製作      | 木製建具手加工           |             |  |  |
| 印刷        | オフセット印刷           |             |  |  |
| 左官        | 左官                |             |  |  |
| 畳製作       | 畳製作               |             |  |  |
| 内装仕上げ施工   | プラスチック系床仕上げ<br>工事 |             |  |  |
|           | カーペット系床仕上げ工<br>事  |             |  |  |
|           | 化粧フィルム工事          |             |  |  |
| 貴金属装身具製作  | 貴金属装身具製作          |             |  |  |
| 園芸装飾      | 室内園芸装飾            | 令和6年9月1日(日) |  |  |
| 鋳造        | 鋳鉄鋳物鋳造            |             |  |  |
| 非接触除去加工   | 数値制御形彫り放電加工       |             |  |  |
|           | ワイヤ放電加工           |             |  |  |
|           | レーザー加工            |             |  |  |
| 建築板金      | 内外装板金             |             |  |  |
|           | ダクト板金             |             |  |  |
| 工場板金      | 曲げ板金              |             |  |  |
| 仕上げ       | 治工具仕上げ            |             |  |  |
|           | 金型仕上げ             |             |  |  |
|           | 機械組立仕上げ           |             |  |  |
| 切削工具研削    | 工作機械用切削工具研削       |             |  |  |
| 電気機器組立て   | 変圧器組立て            |             |  |  |
|           | 配電盤・制御盤組立て        |             |  |  |
| 鉄道車両製造・整備 | 内部ぎ装              |             |  |  |
|           | 配管ぎ装              |             |  |  |
|           | 電気ぎ装              |             |  |  |
|           | 鉄道車両現図            |             |  |  |
| 石材施工      | 石張り               |             |  |  |
|           | 石積み               |             |  |  |
| 酒造        | 清酒製造              |             |  |  |
| ブロック建築    | コンクリートブロック工<br>事  |             |  |  |
| タイル張り     | タイル張り             |             |  |  |
| 表装        | 壁装                |             |  |  |
| フラワー装飾    | フラワー装飾            |             |  |  |

2 3級

| 検定職種    | 作業           | 学科試験日        | 受検手数料 (円)                                                       |       |
|---------|--------------|--------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
|         |              |              | 実技試験                                                            | 学科試験  |
| 機械検査    | 機械検査         | 令和6年7月14日(日) | 15,100<br>(6,100)<br>「10,600」<br>【10,100】<br><2,900><br>『5,600』 | 3,100 |
| 園芸装飾    | 室内園芸装飾       |              |                                                                 |       |
| 造園      | 造園工事         |              |                                                                 |       |
| 鋳造      | 鋳鉄鋳物鋳造       |              |                                                                 |       |
| 機械加工    | 普通旋盤         |              |                                                                 |       |
|         | 数値制御旋盤       |              |                                                                 |       |
|         | フライス盤        |              |                                                                 |       |
|         | マシニングセンタ     |              |                                                                 |       |
| 仕上げ     | 機械組立仕上げ      |              |                                                                 |       |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て      |              |                                                                 |       |
| シーケンス制御 | シーケンス制御      |              |                                                                 |       |
| 建築大工    | 大工工事         |              |                                                                 |       |
| 左官      | 左官           |              |                                                                 |       |
| ブロック建築  | コンクリートブロック工事 |              |                                                                 |       |
| 化学分析    | 化学分析         |              |                                                                 |       |
| 塗装      | 金属塗装         |              |                                                                 |       |
| フラワー装飾  | フラワー装飾       |              |                                                                 |       |
| 金属熱処理   | 一般熱処理        | 令和6年8月18日(日) |                                                                 |       |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 |              |                                                                 |       |
|         | 高周波・炎熱処理     |              |                                                                 |       |

- (注1) 受検手数料欄の( )内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険被保険者が受検申請をする際の手数料である。
- (注2) 受検手数料欄の「 」内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険未加入者が受検申請をする際の手数料である。
- (注3) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)が受検する場合の手数料である。
- (注4) 受検手数料欄の< >内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険被保険者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。
- (注5) 受検手数料欄の『 』内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険未加入者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

3 単一等級

| 検定職種 | 作業   | 学科試験日        | 受検手数料（円） |       |
|------|------|--------------|----------|-------|
|      |      |              | 実技試験     | 学科試験  |
| 産業洗浄 | 高压洗浄 | 令和6年8月18日（日） | 18,200   | 3,100 |
| 塗料調色 | 調色   | 令和6年9月1日（日）  |          |       |

兵庫県告示第147号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和6年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定を次のとおり実施する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日程及び実施職種

別表の検定職種について、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

（注1）随時2級は、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

（注2）随時3級は、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

（注3）基礎級は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

（受検申請書は、協会において配布する。）

イ 職業能力開発促進法施行規則第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）  
兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は原則、返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。

このほか、随時2級及び3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

なお、電話による可否の回答は行わない。

6 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県産業労働部能力開発課  
電話 (078) 362-3369
- (2) 協会  
電話 (078) 371-2091

別表

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 受検手数料 (円) |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 実技試験      | 学科試験  |
| 機械検査、婦人子供服製造                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 15,100    | 3,100 |
| さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装 | 18,200    |       |



兵庫県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年2月14日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名     | 縦覧の期間                  | 縦覧の場所  |
|------------|---------|------------------------|--------|
| 農村地域防災減災事業 | 七ツヶ谷池地区 | 令和6年3月1日から<br>同 月21日まで | 加古川市役所 |



兵庫県告示第149号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
令和元年6月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称

猪名川町（杉生の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
川辺郡猪名川町杉生の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年2月15日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
令和2年7月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市黒田庄町福地の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市黒田庄町福地の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年2月15日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
相生市
- (2) 調査を行った期間  
令和2年7月から令和5年2月まで
- (3) 成果の名称  
相生市若狭野町上松の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
相生市若狭野町上松の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年2月15日



**兵庫県告示第150号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前                           |
|----------------------------------------------|----|------|-------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 和哲土井、茂均波、喜典、茂新波、茂英波、和経土井及び北義谷 |



**兵庫県告示第151号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
赤穂市木生谷字三味下26の11、26の22、26の34、26の35、29、31、32、33の1、33の2、34から37まで、39から41まで、字東山188の1、188の6
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法



ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三味下26の11、29・31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、36、37、39から41まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第152号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

大地化成株式会社

神崎郡福崎町大貫1004番地6

代表取締役社長 島田純一

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

大地化成株式会社兵庫工場

神崎郡福崎町大貫1004番地6

- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |                        |                    |                    |                    |
|--------------------------------------------------|-------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 種 類                                              | 47号ろ過施設 (No. 1)         | 47号ろ過施設 (No. 2)        |                    |                    |                    |
| 能 力                                              | ろ過面積 1 m <sup>2</sup>   | ろ過面積0.38m <sup>2</sup> |                    |                    |                    |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 既 設                     | 同 左                    |                    |                    |                    |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 既 設                     | 同 左                    |                    |                    |                    |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 許 可 後                   | 同 左                    |                    |                    |                    |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 9時～18時 9時間              | 同 左                    |                    |                    |                    |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                     | 同 左                    |                    |                    |                    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通 常                    | 最 大                | 通 常                | 最 大                |
|                                                  | 水 素 イ オン 濃 度<br>(水素指数)  | 廃液4～10<br>汚水4～10       | 同 左                | 同 左                | 同 左                |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 廃液630,000<br>汚水350     | 廃液790,000<br>汚水440 | 廃液630,000<br>汚水380 | 廃液790,000<br>汚水470 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 廃液253,000<br>汚水140     | 廃液316,000<br>汚水180 | 廃液253,000<br>汚水150 | 廃液316,000<br>汚水190 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 廃液16<br>汚水16           | 廃液20<br>汚水20       | 廃液16<br>汚水16       | 廃液20<br>汚水20       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 廃液0.02<br>汚水0.13        | 廃液0.06<br>汚水0.38       | 廃液0.02<br>汚水0.13   | 廃液0.06<br>汚水0.38   |                    |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年3月1日から同月22日まで

- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び神崎郡福崎町住民生活課



**兵庫県告示第153号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
相生市桜ヶ丘町5288番3の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物



**兵庫県告示第154号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 起業者の名称  
赤穂市
- 2 事業の種類  
赤穂市新学校給食センター整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県赤穂市浜市字寺内地内
  - (2) 使用の部分  
なし

4 事業の認定をした理由

赤穂市新学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

- (1) 法第20条第1号要件について  
本件事業は、赤穂市が用地を取得し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場として整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
- (2) 法第20条第2号要件について  
本件事業の起業者である赤穂市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 法第20条第3号要件について
  - ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
赤穂市立学校給食センターは、昭和44年9月に開設。建築後50年余りが経過し経年劣化が著しく、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）や食物アレルギー等に対応が求められる。  
そのため、本件事業を施行することにより、衛生管理に配慮した給食の提供を行うことができることから、得られる利益は相当程度存すると認められる。
  - イ 失われる利益について  
本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に規定されている環境影響評価の実施対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について、起業者が任意で行った調査によると、本件事業が及ぼす環境への影響は軽微であると考えられる。  
文化財については、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、赤穂市新学校給食センター（以下「新給食センター」という。）として必要な用地を確保するため、次の条件で比較を行っている。

(7) 配送条件

- a 衛生管理基準に規定される調理後2時間以内に喫食が可能であること。
- b 車両の出入りに適した幅員を有する道路に接道すること。

(f) 敷地形状・規模

作業動線の直線化・一方通行化を図ることができる施設であり、かつ調理能力を満たす敷地面積を確保できること。

(g) 環境条件

調理による臭気等、周辺環境に配慮でき、かつ災害時に稼働停止にならないこと。

(h) 経済的条件

初期経費（用地費、造成費及びインフラ整備費）が圧縮でき、かつ支障物件がないこと。

以上4つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

上記アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

赤穂市立学校給食センターは、現在、赤穂市内の幼稚園、小学校、中学校及び県立特別支援学校に学校給食を提供している。将来にわたり安全で安心な学校給食を安定的かつ継続的に提供する必要がある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する新給食センターは、衛生管理基準に基づき設計されており、起業地は、新給食センターに加え、職員及び来場者が使用する車両並びに配送車の台数を基に算出した駐車場等であり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

上記ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があるため、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

上記(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

赤穂市立学校給食センター

~~~~~

兵庫県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月1日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 阿万福良湊線	南あわじ市湊字叶堂向16番1から 同 市湊字叶堂向57番15まで	旧	10.0から 13.0まで	94.0	
	南あわじ市湊字叶堂向16番1から 同 市湊字叶堂向57番9まで	新	12.0から 20.0まで	89.0	



兵庫県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月1日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	南あわじ市湊字平石101番2から 同 市湊字叶堂180番4まで	旧	7.0から 68.0まで	421.0	
		新	15.0から 68.0まで	422.0	



兵庫県告示第157号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05但馬位置 0007号	6.2.15	豊岡市下陰字前田635番5の一部、635番6、665番の一部、666番の一部、635番6地先里道	6.00～7.13 6.00	53.15 36.08

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日及び時間

(1) 二級建築士

学科の試験

令和6年7月7日(日)

午前10時10分から午後1時10分まで(3時間)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)

午後2時20分から午後5時20分まで(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)

設計製図の試験

令和6年9月15日(日)

午前11時から午後4時まで(5時間)

(2) 木造建築士

学科の試験

令和6年7月28日(日)

午前10時10分から午後1時10分まで(3時間)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)

午後2時20分から午後5時20分まで(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)

設計製図の試験

令和6年10月13日(日)

午前11時から午後4時まで(5時間)

2 試験地

(1) 二級建築士

学科の試験

神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験

同上

(2) 木造建築士

学科の試験

神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験

同上

3 受験申込手続

原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

令和6年4月1日(月)午前10時から同月15日(月)午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

アドレス <https://www.jaeic.or.jp/>

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和6年4月8日(月)までにセンター本部に申し出ること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

5 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和6年6月21日(金)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。

なお、インターネットによる受付を行うことができなかった者の受験票については、原則として、令和6年6月21日(金)頃、受験有資格者に送付する。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格者の発表

令和6年12月5日(木)(予定)

なお、「学科の試験」については、令和6年8月26日(月)(予定)

(2) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンターのホームページ等に公表する。

8 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

アドレス <https://www.jaeic.or.jp/>

- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

9 受験についての問合せ先

センター本部 電話 (050) 3033-3822 (二級建築士試験及び木造建築士試験専用ダイヤル)

センター近畿支部 電話 (06) 6942-2214

公益社団法人兵庫県建築士会 電話 (078) 327-0885



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡四丁目53番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町粟津793番地の11
ふたばハウジング株式会社 代表取締役 衣笠昭平
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年11月13日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-29号（5稲美）

病院局公告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
薬剤ネットワークシステムほか一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年1月12日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通7-1-8
- 5 落札金額
20,143,200円（税込）
- 6 納入場所

県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7

県立淡路医療センター

洲本市塩屋1-1-137

県立ひょうごこころの医療センター

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

県立こども病院

神戸市中央区港島南町1-6-7

県立がんセンター

明石市北王子町13-70

県立粒子線医療センター

たつの市新宮町光都1-2-1

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告をした日

令和5年12月1日